平成２７年（フ）第５６９号
札幌市中央区北４条東２丁目１－10　ＴＥＡＤＡ北４条708、住民票上の住所北海道雨竜郡沼田町緑町１番63号　緑町団地Ｄ棟304号
債務者　山田　啓孝
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３２号
名古屋市中区千代田１丁目15番22号
債務者　藤田　智子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２号
宮崎市大字小松1478番地14　田村コーポ102号、前住所宮崎市大字有田365番地１
債務者　川崎　信俊
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇297番地の３
債務者　新垣　貴子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲村こず江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９６号
福井市上北野２丁目９番６号
債務者　中田　　宰
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　昌寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
愛知県半田市住吉町５丁目114番地、住民票上の住所愛知県半田市西端町29番地
債務者　犬塚　　孝
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　真二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３５号
札幌市白石区東札幌１条４丁目３番17号　プラタナスイースト103号
債務者　永橋　優貴
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４９号
札幌市西区発寒６条９丁目13番29号　サンハイツ105号
債務者　石川　泰幸（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７１号
札幌市西区西野８条10丁目２番12号
債務者　岩佐　玉枝
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１７号
札幌市清田区北野５条２丁目２番22号　日光ハイツ206号
債務者　濱田　　隆
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９３号
札幌市厚別区大谷地西５丁目１番10－405号
債務者　矢野　祥晃
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９４号
札幌市厚別区大谷地西５丁目１番10－405号
債務者　矢野　澄江
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０７号
札幌市西区発寒12条３丁目４番13号　あずみビル203号
債務者　宮島　憲彦
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２３号
札幌市厚別区青葉町14丁目12番３号
債務者　酒谷　　聡
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４１号
札幌市清田区真栄１条２丁目33番23号　コーポラス35－１号
債務者　渡邊美枝子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４３号
札幌市豊平区豊平５条２丁目１番５－702号
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４８号
札幌市白石区北郷３条３丁目10番13号　コーポ渡辺２階右
債務者　濱本　直美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部